

株式会社R S    T e c h n o l o g i e s 定款

平成28年3月29日	変更
平成29年3月29日	変更
令和4年3月30日	変更
令和5年1月1日	変更

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社RS Technologiesと称し、英文では、RS Technologies Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子機器、電子材料、電子機器部品、通信機器部品材料の設計、製造、加工、再生、販売、輸出入
2. 半導体シリコンウェーハ製造、加工、輸出入、販売
3. 半導体シリコンウェーハの製造、加工の技術提供並びにコンサルティング
4. 機械設備及び機器の売買、輸出入、売買の仲介、賃貸、管理
5. 再生可能エネルギー発電施設及び設備の開発、設計、施工、運営、保守管理
6. 再生可能エネルギー発電設備及び機器の輸出入、販売、リース、賃貸
7. 再生可能エネルギーを利用した発電によって生じる電力の供給、販売
8. エネルギー事業に関する研修会、セミナーの企画運営、出版、コンサルティング
9. 省エネルギー事業全般
10. 有価証券の取得、保有、運用及び売買
11. 知的財産権の売買、使用許諾、管理
12. 経営指導及びコンサルティング事業
13. 企業の事業譲渡、事業譲受、資産売買、資本参加、業務提携および合併等に関するコンサルティング業務並びにそれらの斡旋及び仲介
14. 投資業
15. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受けける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第11条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、すべて株主名簿管理人に取扱われる。

(株式取扱規程)

第13条 株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株式又は新株予約権に関する事務及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、6名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 当会社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

- 第23条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までとする。
  3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

- 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

#### (取締役会の招集通知)

- 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議)

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (重要な業務執行の決定の委任)

- 第28条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同上第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### (取締役会の決議の省略)

- 第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は

電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第30条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の会社に対する責任の免除)

第32条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役会規程)

第33条 取締役会に関しては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することがで

きる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第37条 監査等委員会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関しては、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつた場合、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前二項に定めるほか、当会社は、基準日を定めて、剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第45条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 前項の配当財産には、利息を付さない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、取締役の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の第12回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)

第2条 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。
3. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

上記は、当会社の定款に相違ありません。

2023年 1月 1日

東京都品川区大井1-47-1 NTビル12F  
株式会社RS Technologies  
代表取締役 方永義

